

令和3年度事業計画

1 基本方針

当センターは、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に各種事業を実施しております。

令和2年度は、世界各国で新型コロナウイルス感染症に係る様々な事柄への対応が急務となり、今なおその収束に向けた取り組みがなされているところです。当センターにおいても令和2年3月に定めた「新型コロナウイルス感染のまん延防止に係る取り組み方針」に基づき、就業時や私生活について会員・職員への要請及び指定管理施設（市営駐輪場等）の対応とともに請負・委任業務や派遣業務における発注先（派遣先）への対応等について共有してまいりました。また、当センター設立30周年の節目として、当初計画していた記念式典、イベント等の開催については中止とし、記念品、記念誌の配付を行いました。

就業機会の確保と提供においては、前年度に引き続き、当センターの事業について広く理解を求めるとともに、（公社）神奈川県シルバー人材センター連合会の拠点として、労働者派遣事業、有料職業紹介事業を実施いたしました。特に、高齢者の社会参加に向けた支援を行うため、昨年度まで市から受託した生涯現役応援窓口及び市と連携し推進してきた生きがい就業事業について、二つの事業を統合し、当センターの事業とし事業の拡大に努めてまいりました。

コロナ禍での就業に当たっては就業先に会員の安全確保の環境整備をお願いするとともに、会員が自身の安全確保を行う場合には就業一時自粛の調整を行ってまいりました。

一方で、情報発信のツールである当センターのPRビデオを現状に即した内容で新たに制作し、入会説明会で上映するほか、市役所庁舎ふれあいプラザの大型モニターで放映させていただき就業機会の確保と提供に努めるなど活用を図りました。

自転車・自動車駐車場施設の指定管理事業においては、コロナ禍における施設管理について利用者が安全に安心して利用できることに配慮しつつ、市と連携を密にし、的確かつ効率的

な施設の管理運営となるよう取り組んでまいりました。

このような状況の中で、現行の中期事業計画も5か年の最終年度となります。令和3年度の事業については、新型コロナウイルス感染症の諸事情に適切に対応することを第一とし、本計画に基づき公益法人としての責務を果たすため、公益目的事業の推進を通じて地域社会への貢献について取り組んでまいります。また、最小の経費で最大の効果が得られるよう効率的な運営に努めるとともに、会員及び役職員一丸となって、地域に根ざした身近な拠点としてのセンターを目指してまいります。

2 事業計画

中期事業計画（平成29年度～令和3年度）の(1)就業機会の拡大・提供から(8)財政基盤の確立までの8項目についての総括目標を達成するため、各種事業を行うこととする。

(1) 就業機会の拡大・提供

就労を希望する高齢者の方がますます増加することや、雇用の人材不足が予想される中で、センター事業の必要性は依然として続いている。従来からの広報媒体の活用や企業などへの訪問に加えて、会員、職員が受注先の開拓や拡大を図ることにより、会員の就業機会の確保に努める。また、当センターで行える自主事業の実施に向けて具体的に取り組んでいく。

さらに、当センターホームページやPRビデオを活用し、効果的に必要な情報を提供できるようにしていくほか、会員にとって希望に沿った就業となるよう的確なマッチングに努める。また、顧客ニーズに対応するため会員情報も充実させていく。

(2) 会員確保の促進

平成30年4月から第2次会員100万人達成計画がスタートしたことに伴い、当センターにおいても（公社）神奈川県シルバー人材センター連合会と連携し、会員の増加及び退会会員の抑制等、継続して取り組んでいく。

令和2年度において4月から2月までの入会者数は10

8人、同期間の退会者数は126人となり、前年度末現在の会員数と比較して減少が見込まれます。

入会説明会の開催はコロナ禍の厳しい状況であるが、中止とした場合の随時の対応や生涯現役応援窓口などによるセンターへの加入促進及び新たに開設した会員向け相談窓口の活用に加え、会員が日々の意見の提示、いつでも意見が提示できる仕組みとして意見箱の運用を開始するなどの手だてをもって退会の抑制を図り会員を確保していく。

(3) 安全・適正就業の徹底

就業にあたっては、安全かつ適正な就業を第一に行うこととしており、安全・適正就業作業ガイドラインや労働基準法の順守、巡回指導など、事故件数を常に「0」にすることを目標とし、継続した取組みを行っていく。また、業務ごとの具体的な就業マニュアルに沿った作業手順の標準化を徹底していく。

(4) 技能及び質の向上

お客様の満足度を向上させるため、会員の就業に対する理解と仕事の質・効率性を確保するとともに、人材の育成のため、必要な講習会等を適時に実施する。

(5) 会員相互の連携

新型コロナウイルス感染症の諸事情から直ちに想定する福利厚生事業が実施できる状況ではないものの、会員相互の交流と生きがいつくりの推進に向け、同好会の位置づけや活動の周知を行い、会員の親睦を図ることができるよう福利厚生事業の実施に向け引き続き検討を加える。

(6) 社会参加活動の推進

就業機会の提供と同時にボランティア活動をはじめとする社会活動を通じて、地域社会との結びつきを得ることができる機会の確保・提供に努める。また、センターにおける社会参加活動を促進するために、どのような体制を図っていけば効果的に推進できるかを掘り下げて、課題等も整理していく。併せて、社会参加活動の拡大に向け、取り組みを進めていく。

(7) 組織の活性化、強化及び改善

会員が就労する職種ごとに共働・共助を基本とすることを踏まえ、就労する上での課題の共有や役割分担を自主的に管理することができるよう新たな職域班制度について植木班、除草班において試行的に運用する。

社会状況の変化に対応し、公益法人として定款に定められた目的を達成するため、労働者派遣事業などの業務の増加、適正就業、リスク管理、公益事業者としての管理など複雑化するセンター業務をより効率的に実施できるよう、事務局の組織改正に取り組む。

(8) 財政基盤の確立

公益社団法人として、定款に定める事業の計画的な執行の促進に向け、財務諸表情報の開示や事務費比率、会費のあり方及び新たな収入の確保等について継続的に検討し、収入の安定を図りながら収支バランスを考慮した効率的な運営を行う。

また、指定管理施設においては、環境に配慮した設備の検討を行い、利用者の安全性、利便性の向上を図るほか、最近の社会状況を踏まえ、利用者の減少等に対応した的確な運営を図るべく、これまで以上に市と連携して進めていく。